

〔指定(介護予防)短期入所療養介護事業所〕 運営規程

医療法人社団 心 坂の上在宅医療支援医院
指定(介護予防)短期入所療養介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 心 が開設する指定(介護予防)短期入所療養介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定(介護予防)短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定(介護予防)短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団 心 坂の上在宅医療支援医院
- 二 所在地 浜松市中央区幸4丁目36-2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、有床診療所の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 坂の上在宅医療支援医院 (院長)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者 医師 1名以上
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
看護職員 看護師1名以上 有床診療所業務と兼務
看護職員は、看護の提供に当たる。
介護職員 介護助手1名以上 有床診療所業務と兼務
介護職員は、介護の提供に当たる。
従業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる。
- 三 事務職員 有床診療所と兼務
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は19名とする。(有床診療所空床利用)

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定(介護予防)短期入所療養介護の内容)

第6条 指定(介護予防)短期入所療養介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 介護サービス
- 三 健康状態の確認
- 四 送迎
- 五 給食サービス
- 六 入浴サービス(2回/W以上とする)
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち、利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用
- 二 滞在に要する費用
- 三 食事の提供に要する費用
- 四 その他指定(介護予防)短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 五 具体的な費用については重要事項説明書に記載する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、浜松市中央区(元浜圏域、鴨江圏域、佐鳴台圏域、和合圏域、板屋圏域、高丘圏域)の区域とする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定(介護予防)短期入所療養介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意す

るものとする。

三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定(介護予防)短期入所療養介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、指定(介護予防)短期入所療養介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - 二 継続研修 年数回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 心 と事業所の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

附 則

この規程は、平成26年08月15日から施行する。

この規程は、平成27年08月01日から施行する。

この規程は、令和06年02月01日から施行する。